

第10期 定時株主総会 招集ご通知

Caster

開催 日時

2024年11月28日(木曜日)
午前10時(受付開始午前9時30分)

総会 会場

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンス
センター ルーム C・D
(前年の会場から変更しております。
裏表紙もご確認ください。)

■ 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件

■ 目次

第10期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	12
事業報告	17
株主総会会場ご案内図	裏表紙

株式会社キャスター

証券コード：9331

証券コード9331
2024年11月13日

株 主 各 位

宮崎県西都市鹿野田11365番地1
株 式 会 社 キ ャ ス タ ー
代表取締役 中 川 祥 太

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社の第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

本総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株式情報」「株主総会」の順に選択の上、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://caster.co.jp/ir/>



電子提供措置事項は、上記インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できなかった場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスしていただき、当社名（キャスター）又は証券コード（9331）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧下さいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を事前に行使することができますので、議決権の事前行使をお願い申し上げます。議案の内容は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト上の「第10期定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討下さいますと、後述のご案内に従って**2024年11月27日（水曜日）午後6時まで**に議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1 日 時 2024年11月28日（木曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）
- 2 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター ルーム C・D

3 目的事項

報告事項

1. 第10期（2023年9月1日から2024年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（2023年9月1日から2024年8月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役6名選任の件

4 議決権の行使についてのご案内

後述の「議決権行使のご案内」（4頁）、「インターネットによる議決権行使方法のご案内」（5頁）、「バーチャル出席のご案内」（6頁～11頁）をご参照下さい。

以 上

~~~~~  
◎本総会におきましては、「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会」を導入しており、当日会場にご来場いただけない株主様も、インターネットの手段を用いた「バーチャル出席」の方法により、株主総会に出席いただくことができます。

具体的な内容については、後記「バーチャル出席のご案内」にてご案内しておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

◎当日、ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

【連結計算書類】 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表

【計算書類】 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

【監査報告】 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告、計算書類に係る会計監査人の監査報告、監査役会の監査報告

なお、監査役及び会計監査人は上記の事項を含む監査対象書類についても監査しております。

◎各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間を置いて再度アクセスしてください。

# 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

## 事前に議決権を行使される場合

### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

行使期限

**2024年11月27日（水曜日）  
午後6時到着分まで**



本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

### インターネットで議決権を行使される場合

行使期限

**2024年11月27日（水曜日）  
午後6時まで**



当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に沿って、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください

## 事前の議決権行使のお取り扱いについて

- 書面（郵送）により議決権を行使された場合において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いします。
- 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- バーチャル出席された場合における事前の議決権行使のお取り扱いについては、7頁の「バーチャル出席にあたってのご注意事項」をご参照ください。

## 株主総会に出席し議決権を行使される場合

### 会場から出席される場合

日時

**2024年11月28日（木曜日）  
午前10時**（受付開始予定時刻：午前9時30分）



本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

### バーチャル出席される場合

日時

**2024年11月28日（木曜日）  
午前10時**



当社指定のウェブサイトへアクセスのうえ、バーチャル株主総会システムにログインください。

詳細は6～11頁をご参照ください

# インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限  
2024年11月27日（水曜日）午後6時まで

## スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

## 事前質問受付のご案内 事前質問受付期間 2024年11月14日（木曜日）9時00分～11月21日（木曜日）17時00分まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

## ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

## お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

**0120-652-031**

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。



## バーチャル出席にあたってのご注意事項

### 1. 株主総会当日の議決権行使及びご質問の方法

＜議決権行使方法について＞

議決権行使画面より、議案の賛否を全て選択して「投票」ボタンを押して下さい。

＜ご質問方法について＞

質問送信画面より、質問受付時間内に150文字以内でご入力し「送信」ボタンを押して下さい。

### 2. 議決権行使の取り扱い（事前無効のタイミングについて）

書面又はインターネットにより事前に議決権行使された株主様におきまして、バーチャル出席をされた際の議決権行使の取り扱いは以下のとおりとさせていただきますので、予めご了承下さい。

- ・事前に議決権行使の上、当日バーチャル出席にて議決権行使が確認された時点で、事前の議決権行使は無効としてお取り扱いします。
- ・事前に議決権行使の上、当日バーチャル出席にて当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いします。
- ・事前に議決権を行使せず、当日バーチャル出席にて当日の議決権行使が確認できない場合には、賛成、反対及び棄権のいずれにも加算しないものとしてお取り扱いします。

### 3. 代理人によるご出席に関して

バーチャル出席によるご出席は、株主様ご本人に限定しております。代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、当日会場にてご出席される株主様1名に委任いただきますようお願いいたします。

なお、この場合、委任した株主様ご本人の署名又は記名捺印のある委任状等、代理権を証明する書類及び株主様ご本人の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さい。株主様でない代理人及び同伴者の方など、株主様以外の方は会場にご入場いただけませんのでご注意下さい。

#### 4. 質問方法と取り扱い

バーチャル出席される株主様は、実際に株主総会の会場にて出席いただく場合と同様に、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。

株主様専用ウェブサイトを通じて、ライブ配信をご視聴いただきながら、議決権行使やご質問いただくことが可能でございますが、システム等の都合上、会場出席の株主様と完全に同じお取り扱いをさせていただくことは難しい点につきましてはご了承下さい。

動議につきましては、システム等の都合上、取り上げることが困難な場合があるため、株主総会の手続きに関するもの及び議案に関するものを含めて全て、提出は受け付けないこととさせていただきます。

また、動議の採決につきましても、バーチャル出席の株主様は、棄権又は欠席として取り扱うこととなりますので、予めご了承下さい。

動議の提出や採決への参加を希望される株主様におかれましては、会場出席をご検討いただきますようお願い申し上げます。

##### ※ご質問についての注意事項

- ・ご質問の内容は、本株主総会における目的事項に関連する事項に限らせていただきます。
- ・ご質問は、お一人様3問まで、1問につき最大150文字までとさせていただきます。
- ・質疑応答の時間に限りがありますので、頂きました全てのご質問に対しご回答しかねる場合がございます点、予めご了承下さい。
- ・同じ質問を連続して送信したり、個人的な攻撃やプライバシーに関する内容等、不適切な内容を含む質問を繰返し送信するなど、議事の進行やバーチャル株主総会システムの安定的な運営に支障があると判断した場合には、議長又は議長の指揮命令に従い、バーチャル株主総会システムを管理する事務局の判断により、当該バーチャル出席の株主様との通信を強制的に途絶させていただく場合がございますので、予めご了承下さい。

## 5. 動作環境

バーチャル出席いただくには、株主様ご自身にて、端末・通信環境等を整えていただく必要がございます。

株主様をご利用になるパソコン・スマートフォン等の端末、インターネット環境の不具合や通信環境等を原因として、バーチャル出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、予めご了承下さい。

また、バーチャル出席に必要となるパソコン・スマートフォン等の端末や通信機器類及び通信料等一切の費用につきましては、株主様のご負担とさせていただきます点、ご了承下さい。

| 【PC】   | Windows                      | Mac            |
|--------|------------------------------|----------------|
| OS     | Windows 8.1以上                | macOS最新版       |
| ブラウザ   | Google Chrome、Microsoft Edge | Safari         |
| 【モバイル】 | Android                      | iPhone、iPad    |
| OS     | OS 10 以降                     | iPhone:iOS14以降 |
| ブラウザ   | Google Chrome                | Safari最新版      |
| 【通信速度】 | 1.5Mbps 以上                   |                |

※ ブラウザのJavaScript及びCookieは有効にして下さい。

※ Microsoft Edgeにおいて、Internet Explorer モードでの利用はできません。

※ 動画視聴に関しては使用されるサービスに準拠いたします。

## 6. その他の注意事項

- ・バーチャル出席に対応している言語は、日本語のみとなります。
- ・当社は、バーチャル株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、通信環境等の影響により、映像や音声の乱れ、一時断絶などの通信障害その他のトラブルが発生する場合、株主様がバーチャル出席できない場合又は議決権等を行使できない場合がございますので予めご了承下さい。当社として、このような通信障害等によってバーチャル出席の株主様が被った不利益に関しては一切の責任を負いかねますので、予めご了承下さい。
- ・ご使用のインターネット接続環境及び回線の状況等により、ご出席いただけない場合があります。
- ・ご出席いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- ・ID及びパスワードの第三者への提供やインターネット上への公開は固くお断りいたします。
- ・本株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。
- ・バーチャル出席にて得た他の株主様の個人情報やその他プライバシーに関わる事項を第三者へ提供、インターネット上への公開することは固く禁じさせていただきます。
- ・当社がやむを得ないと判断した場合、バーチャル株主総会の内容を一部変更又は中止とさせていただきます。
- ・システム障害等の緊急の事態や事情変更への対応等、バーチャル株主総会の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイトにおいてお知らせします。
- ・本バーチャル株主総会に出席いただけるのは、当社株主名簿（2024年8月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご出席はご遠慮下さい。

## お問い合わせ先

バーチャル出席に関してご不明な点がある場合は、電話によるお問い合わせにも対応しておりますので、「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」をお手元にご準備の上で、以下にお問い合わせ下さい。

### <バーチャル株主総会一般に関するお問い合わせ>

三井住友信託銀行バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル  
電話：0120-782-041（受付時間9：00～17：00土日休日を除く）

なお、以下の事項についてはご回答いたしかねますので、予めご了承下さい。

- ①バーチャル出席用のID・パスワード
- ②インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォンなどの機能などに関するお問い合わせ
- ③株主総会当日において株主様側の環境などが問題と思われる原因での接続障害、遅延、音声トラブル、投票ができないなどのトラブルに関するお問い合わせ

### <株主総会当日のバーチャル出席に関するシステム・技術的なお問い合わせ>

開催日当日、ご視聴についてご質問がある場合は、「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」をお手元にご準備の上で、以下にお問い合わせ下さい。

電話：03-6626-2048（受付期間：2024年11月28日（木曜日）午前9時～株主総会終了まで）

なお、以下の事項についてはご回答いたしかねますので、予めご了承下さい。

- ①バーチャル出席用のID・パスワード
- ②インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォンなどの機能などに関するお問い合わせ

### <バーチャル株主総会・システム以外のお問い合わせ>

株式会社キャスター 株主様係 Email：ir@cast-er.com

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

場所の定めのない株主総会を可能とする変更をお願いするものであります。

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会(いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となっております。多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、感染症等の対策にも資するバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう所定の変更を行うものであります。

本変更は、今後の株主総会よりバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、定款第11条第2項を追加するものであります。

なお、当社によるバーチャルオンリー株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令及び法務省令で定める要件に該当することについて、2024年8月23日付で経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

| 現行定款                                                                                               | 変更案                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3章 株主総会<br><br>第11条 (招集)<br>当社の定時株主総会は、事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。<br><br>(新設) | 第3章 株主総会<br><br>第11条 (招集)<br>1. 当社の定時株主総会は、事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。<br>2. <u>当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> |

## 第2号議案 取締役6名選任の件

当社の取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | <div style="text-align: center;"> <b>再任</b><br/> <small>なかがわ しやうた</small><br/>           中川 祥太<br/>           (1986年6月4日)         </div> | 2008年4月 自営業にて古着店を開店<br>2011年1月 株式会社オプト（現 株式会社デジタルホールディングス）入社<br>2012年4月 イー・ガーディアン株式会社入社<br>2014年9月 当社創業 代表取締役就任（現任）<br>2019年2月 株式会社ブルーマンデー代表取締役就任（現任）<br>2020年9月 一般社団法人リモートワーカー協会理事就任<br>2024年6月 当社執行役員就任（現任、代表取締役 兼 執行役員）                                  | 400,000株            |
| 2     | <div style="text-align: center;"> <b>再任</b><br/> <small>もりおか ゆうこ</small><br/>           森岡 由布子<br/>           (1982年5月3日)         </div> | 2005年4月 株式会社ケーブルテレビ神戸入社<br>2006年10月 株式会社リクルートスタッフィング入社<br>2008年2月 イー・ガーディアン株式会社入社<br>2017年2月 当社入社<br>2017年11月 当社取締役就任（現任）<br>2022年12月 当社新規事業部マネージャー就任<br>2023年8月 合同会社jinbee代表社員就任（現任）<br>2024年6月 当社執行役員就任（現任、取締役 兼 執行役員）                                    | 2,000株              |
| 3     | <div style="text-align: center;"> <b>新任</b><br/> <small>きよた ひさし</small><br/>           清田 尚志<br/>           (1974年9月2日)         </div>   | 1998年4月 株式会社キーエンス入社<br>2005年6月 株式会社オプト（現 株式会社デジタルホールディングス）入社<br>2012年10月 ソウルドアウト株式会社入社（株式会社オプトより出向）<br>2014年4月 ソウルドアウト株式会社に転籍<br>2016年4月 株式会社電通デジタル・ネットワークス取締役就任<br>2021年1月 STORES株式会社入社<br>2023年11月 当社入社<br>2023年12月 当社営業本部パートナー就任<br>2024年6月 当社執行役員就任（現任） | -                   |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                    | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 4         | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外取締役</div><br><small>ほんだ ひろゆき</small><br>本田 浩之<br>(1960年10月30日) | 1984年 4月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社<br>2000年 4月 同社執行役員次世代事業開発担当就任<br>2003年 4月 同社執行役員 兼 株式会社リクルートHRマーケティング（現 株式会社リクルートジョブズ）代表取締役社長就任<br>2005年 4月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）取締役 兼 常務執行役員就任<br>2005年 4月 51job.Inc. Director就任<br>2008年 4月 同社取締役 兼 専務執行役員就任<br>2012年 6月 同社顧問就任<br>2013年 4月 株式会社オルトプラス顧問就任<br>2013年 7月 同社社外取締役就任<br>2014年 3月 株式会社ジーニー取締役就任<br>2014年 3月 株式会社リブセンス社外取締役就任<br>2014年 9月 Retty株式会社顧問就任<br>2014年10月 株式会社ダブルスタンダード社外取締役就任<br>2016年 3月 TVISION INSIGHTS株式会社（現 REVISIO株式会社）社外取締役就任（現任）<br>2017年12月 Retty株式会社社外取締役就任<br>2022年11月 当社取締役就任（現任）<br>2022年12月 株式会社エモーションテック社外取締役就任（現任） | 11,720株             |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 5     | 再任 社外取締役<br>池村 公男<br>(1978年11月21日) | 2002年 5月 グッドウィル・グループ株式会社入社<br>2005年 8月 株式会社オプト (現 株式会社デジタルホールディングス) 入社<br>2010年 1月 ソウルドアウト株式会社入社 (株式会社オプトより出向)<br>2013年 4月 ソウルドアウト株式会社執行役員CFO就任<br>2014年 3月 株式会社サーチライフ (現 SO Technologies株式会社) 取締役就任<br>2015年 3月 株式会社グロウスギア (現 アンドデジタル株式会社) 取締役就任<br>2015年 6月 株式会社電通デジタル・ネットワークス取締役就任<br>2016年 3月 ソウルドアウト株式会社取締役CFO就任<br>2018年 1月 株式会社テクロコ (現 SO Technologies株式会社) 取締役就任<br>2020年 4月 合同会社いちちく代表社員就任<br>2021年 4月 株式会社康安取締役就任<br>2023年 8月 同社代表取締役就任 (現任)<br>2023年11月 当社取締役就任 (現任) | 23,100株             |
| 6     | 新任 社外取締役<br>君島 寿章<br>(1987年10月12日) | 2011年 4月 株式会社TKC入社<br>2015年12月 株式会社マネーフォワード入社<br>2017年11月 株式会社クラビス取締役就任<br>(株式会社マネーフォワードより出向)<br>2022年 2月 同社代表取締役就任 (現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | -                   |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役森岡由布子氏の戸籍上の氏名は、平塚由布子であります。
3. 取締役候補者である清田尚志氏は、IT業界で営業・事業開発・経営企画・管理部門・企業経営における豊富な経験を有しております。現在は事業・営業・マーケティング本部の管掌執行役員として部門全体を牽引し、当社主力事業拡大の中心的な役割を担っております。これらの経験を、取締役会における監督機能強化への貢献が期待できるものと判断いたします。
4. 本田浩之氏は社外取締役候補者であり、組織・人材マネジメント・企業経営における豊富な経験を有しております。これらを活かして独立した立場から経営全般の監督及び助言が可能であることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。また当社は、本田浩之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。本田浩之氏の当社社外取締役就任期間は本総会終了の時をもって2年となります。
5. 池村公男氏は社外取締役候補者であり、IT業界において経営者として長年に亘り経験を積み重ねており、管理部門及び経営企画部門における豊富な知識・経験を有しております。これらを活かして独立した立場から経営全般に監督及び助言が可能であることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。また当社は、池村公男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であ

- ります。池村公男氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
6. 社外取締役候補者である君島寿章氏は、当社の資本業務提携先である株式会社マネーフォワードにて事業戦略を推進され豊富な経験を有しております。バックオフィス業務に関する様々なサービスツールを提供する同社と当社の強みを融合していくよう事業推進をしていく上で、その監督及び助言が可能であることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。
  7. 当社は、本田浩之氏及び池村公男氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しており、各氏が原案どおり再任された場合には当該契約を継続する予定であります。
  8. 当社は、君島寿章氏が原案どおり選任された場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結予定であります。
  9. 当社は、取締役及び監査役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、取締役候補者が当社取締役として選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。
  10. 代表取締役中川祥太氏の所有株式数は、株式会社ブルーマンデイが所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
  11. 社外取締役本田浩之氏の所有株式数は、株式会社TEAM-Hが所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。

以上

# 事業報告

(2023年9月1日から  
2024年8月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### 1 事業の経過及びその成果

当社グループは、当連結会計年度が連結計算書類の作成初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を当連結会計年度末日としていることから、当連結会計年度においては、貸借対照表のみを連結しております。そのため、当連結会計年度においては、連結子会社の業績は含まれておりません。

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動の持ち直しの動きが見られ、景気は緩やかに回復しております。一方で、地政学リスクの高まりを背景としたエネルギー・原材料価格の高騰など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが展開する事業を取り巻く環境としましては、少子高齢化が進行し、生産年齢人口の減少により、企業における採用難の状況が発生しております。特に、「第41回ワークス大卒求人倍率調査」（出所：リクルートワークス研究所）によりますと、2025年3月卒業予定の大学生・大学院生を対象とした求人倍率について、倍率1倍前後で推移している従業員規模1,000人以上の企業と比べ、300人以上1,000人未満の企業における求人倍率は前年の1.14倍から1.60倍へ上昇し、300人未満の中小企業における求人倍率は6.50倍と非常に高く推移しており、深刻な人材不足の状況が続いております。また、進行するインフレの影響を受け、2024年春季労使交渉における大手企業の賃上げ率は5.58%（前年比1.59%増）と高い水準で着地しました。この結果、賃金の格差が拡大し、特に中小企業での人材不足の発生が一層懸念されております。

当社は、「リモートワークを当たり前にする」をミッションに掲げて創業し、日本において「リモートアシスタント」が認知されていない時期から、バックオフィス業務などをオンラインで代行するアシスタントサービス「CASTER BIZ」の提供を開始し、「リモートアシスタント」市場を形成してまいりましたが、このような人手不足の影響から、業務の効率化やコスト競争力の強化、売上拡大などにつながるアウトソーシングサービスといった人手不足を解消するための需要は底堅く、顧客企業のニーズに応える形でサービスの開発を続け、現在では10以上のサービスを提供するに至っております。

また、コロナ禍において、企業規模・業種を問わず多くの企業においてリモートワークの導入・活用が進み、地理的な制限を取り払った新しい働き方や採用活動が進むなど、出社を中心と

したコロナ禍以前の働き方と比較して、新しい働き方・新しい生活様式（ニューノーマル）が広く浸透いたしました。社会経済活動の正常化に伴う在宅勤務機会の減少や出社要請など、コロナ禍以前のワークスタイルに回帰する企業も一定でてきており、リモートワークの継続を希望する求職者からの当社求人への問い合わせは増加傾向にあります。

このような環境下にあることから、当社グループを取り巻く環境としましては、需要と供給の両面で追い風の状況であり、2024年8月末時点のサービス導入企業数累計は約5,000社（当社単体）、従業員数は836人（当社単体、臨時従業員含む）へと順調に拡大しております。

当連結会計年度においては、既存のコア事業であるWaaS事業の成長と、それにより創出された事業資金をもとに新規事業の企画・開発のほか、全社を通じて積極的な広告投資を実施し、その成果にあわせて人員の採用も進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高4,440,248千円、営業損失151,258千円、経常損失158,955千円、親会社株主に帰属する当期純損失217,905千円となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

#### （WaaS事業）

WaaS事業は、主に現場努力による解約率の減少により、当社サービスを利用する顧客企業数は増加しており、売上高もそれに伴い堅調に推移しております。費用については、WEB広告による継続的な広告投資と、利益創出のため厳格な生産管理と各種費用の見直しを行っております。

以上の結果、売上高3,597,132千円、セグメント利益（営業利益）852,271千円となりました。

#### （その他事業）

その他事業は、在宅派遣の稼働社数減少の影響で、売上高は微減しております。また海外事業については、世界的なインフレによる賃金高騰の影響を受け人材採用が難航して想定どおりに事業拡大を進められなかったことから費用の拠出が続き、ドバイ支店及びドイツ支店の閉鎖決定に至っております。

以上の結果、売上高843,115千円、セグメント損失（営業損失）270,000千円となりました。

## セグメント別の売上高及び営業利益

(単位：千円)

| 事業                   | 売上高       | 前期比増減率 (%)<br>(注) 1 | セグメント利益<br>又は損失 (△) | 前期比増減率 (%)<br>(注) 1 |
|----------------------|-----------|---------------------|---------------------|---------------------|
| WaaS事業               | 3,597,132 | －                   | 852,271             | －                   |
| その他事業                | 843,115   | －                   | △270,000            | －                   |
| 合計                   | 4,440,248 | －                   | 582,271             | －                   |
| 調整額<br>(注) 2         | －         | －                   | △733,529            | －                   |
| 連結損益計算書計上<br>額 (注) 3 | 4,440,248 | －                   | △151,258            | －                   |

- (注) 1. 連結計算書類の作成初年度であるため、前連結会計年度との増減比較は記載していません。  
 2. セグメント利益又は損失 (△) の調整額733,529千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る経費であります。  
 3. セグメント利益又は損失 (△) は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

### 2 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資等の金額は13,475千円であり、その主な内容は、ソフトウェア開発やパソコン等の購入となります。

### 3 資金調達の状況

当社は、2023年10月4日に東京証券取引所グロース市場への株式上場に伴い、公募増資による350,000株及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資による52,500株の新株発行により、281,428千円の資金調達を行いました。

また、取引金融機関より運転資金として2024年3月に300,000千円、2024年5月に100,000千円の借入金の調達を実施したほか、2024年3月に資金調達枠500,000千円のコミットメントライン契約を締結いたしました。

### 4 組織再編の状況

該当事項はありません。

### 5 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年6月1日をもって、グラムス株式会社の発行済株式の全てを取得し、100%子会社といたしました。

## (2) 財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区分                      |      | 2023年度<br>第10期<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------|------|-----------------------------|
| 売上高                     | (千円) | 4,440,248                   |
| 営業損失 (△)                | (千円) | △151,258                    |
| 経常損失 (△)                | (千円) | △158,955                    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失 (△) | (千円) | △217,905                    |
| 1株当たり<br>当期純損失 (△)      | (円)  | △113.47                     |
| 総資産                     | (千円) | 2,455,221                   |
| 純資産                     | (千円) | 1,103,151                   |

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第9期以前については記載しておりません。

### ②当社の財産及び損益の状況の推移

| 区分                          |      | 2020年度<br>第7期 | 2021年度<br>第8期 | 2022年度<br>第9期 | 2023年度<br>第10期<br>(当事業年度) |
|-----------------------------|------|---------------|---------------|---------------|---------------------------|
| 売上高                         | (千円) | 2,235,478     | 3,338,001     | 4,179,385     | 4,441,805                 |
| 営業利益又は<br>営業損失 (△)          | (千円) | △362,132      | △162,762      | 2,925         | △141,955                  |
| 経常利益又は<br>経常損失 (△)          | (千円) | △354,404      | △161,784      | 18,476        | △149,652                  |
| 当期純利益又は<br>純損失 (△)          | (千円) | △336,677      | △145,053      | 29,214        | △208,602                  |
| 1株当たり<br>当期純利益又は<br>純損失 (△) | (円)  | △243.66       | △95.48        | 18.75         | △108.63                   |
| 総資産                         | (千円) | 1,346,835     | 2,089,456     | 1,873,948     | 2,343,026                 |
| 純資産                         | (千円) | 356,058       | 1,010,402     | 1,039,254     | 1,112,453                 |

(注) 当社は、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。また、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。2020年度第7期の期首に当該株式分割及び株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は純損失 (△) については、当該株式分割及び株式併合の影響を考慮した金額を記載しております。

### (3) 重要な子会社の状況

| 名称       | 資本金     | 出資比率 | 主要な事業内容                                            |
|----------|---------|------|----------------------------------------------------|
| グラムス株式会社 | 9,000千円 | 100% | EC企業向け業務効率化ツールの開発・提供、各種業務の代行サービス、リユース企業向けの各種システム開発 |

(注) 2024年6月1日をもって、グラムス株式会社の発行済株式の全てを取得し、100%子会社といたしました。

### (4) 対処すべき課題

当社グループの今後の経営課題とその対策は以下の4点になります。

#### 1 当社サービスの認知度向上、営業活動の強化

当社グループが提供するWaaS事業やその他事業は、中小企業の人手不足や、コロナ禍においてリモートワークの認知度が向上したことにより、需要と供給の両面で追い風の状況であります。今後も高い成長性を維持していくために、新規顧客の獲得、クロスセル・アップセルなどのほか、市場ニーズを踏まえたサービスのチューニング及び広告投下先のアロケーション、代理店などによる顧客開拓やSaaS事業者との連携強化などによる新規チャネル開拓などにより、売上拡大に取り組んでまいります。

#### 2 適正な営業利益の確保

組織として統一した品質を提供するとともに、適正な営業利益を獲得する体制を整備していく方針であります。当社では、独自システムを活用したキャストイング業務の自動化により業務を効率化することでフロントの生産性を向上させるとともに、計数管理を高度化し、販管費の増加を最小限に抑えるコストコントロールの徹底を図ることで適正な営業利益の確保に努めてまいります。

#### 3 情報管理の徹底

当社グループは、顧客から受託した業務に資する情報を取得し、当社グループ正社員及び業務委託先間で必要に応じて共有しながら業務を行うため、データ保護責任者（DPO）として専門家の登用、ISMSの取得などのオペレーションを確立するとともに、個人情報については、プライバシーマークを取得するなど、個人情報や機密情報の徹底した管理体制の構築・運用に努めております。当社グループは、これらの対策の重要性を認識した上で、今後も継続的に情報管理の徹底に努めてまいります。

#### 4 社内管理体制の強化

当社グループは成長段階にあるため、継続的な成長をしていくために、組織的な管理体制を整備・運用していくことが重要であり、経営の公正性や透明性を確保するために、内部統制システム強化に取り組んでおります。

事業が拡大していく中で、積極的な採用により当社グループの従業員の増加が見込まれます。当社グループでは、業務における属人性を排除し、組織規模の拡大に対応した社内管理体制の充実やシステム化が必要不可欠であると考えております。

#### (5) 主要な事業内容 (2024年8月31日現在)

当社は、リモートワーカーを活用して顧客企業を直接的に支援するBPOを提供する「WaaS事業」及びリモートワーカーの紹介・派遣を中心にリモートワーカーを活用して顧客企業を間接的に支援する「その他事業」を営んでおります。

#### (6) 主要な営業所 (2024年8月31日現在)

##### ①当社

| 名称 | 所在地            |
|----|----------------|
| 本社 | 宮崎県西都市         |
| 支店 | 宮崎県宮崎市         |
| 支店 | 山口県岩国市         |
| 支店 | Berlin,Germany |

##### ②子会社

| 名称          | 所在地   |
|-------------|-------|
| グラムス株式会社：本社 | 大阪府堺市 |

## (7) 従業員の状況 (2024年8月31日現在)

### ①企業集団の従業員の状況 398 (491) 名

(注) 従業員数は正社員であり、臨時従業員数 (契約社員、派遣社員及びパートタイマー) は () 内に期中平均人数を外数で記載しております。

### ②当社の従業員の状況

| 従業員数 (名)  | 平均年齢 (歳) | 平均勤続年数 (年) |
|-----------|----------|------------|
| 393 (449) | 38.2     | 4.0        |

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数に臨時従業員は含まれておりません。  
2. 平均勤続年数は営業開始日から計算しております。  
3. 従業員数は正社員であり、臨時従業員数 (契約社員、派遣社員及びパートタイマー) は () 内に期中平均人数を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先 (2024年8月31日現在)

| 借入先          | 期末借入残高 (千円) |
|--------------|-------------|
| 株式会社りそな銀行    | 300,000     |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 95,000      |
| 株式会社池田泉州銀行   | 63,430      |
| 株式会社三井住友銀行   | 30,000      |
| 大阪信用金庫       | 26,430      |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 10,750      |
| 計            | 525,610     |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2024年8月31日現在）

- 1 発行可能株式総数 6,231,840株
- 2 発行済株式の総数 1,960,460株
- 3 株主数 1,004名
- 4 大株主（上位10名）

| 株主名                                | 持株数（株）  | 持株比率（%） |
|------------------------------------|---------|---------|
| 株式会社マネーフォワード                       | 398,000 | 20.30   |
| 株式会社ブルーマンデー                        | 340,000 | 17.34   |
| インキュベイトファンド2号投資事業有限責任組合            | 194,763 | 9.93    |
| WiL Fund II, L.P.                  | 110,960 | 5.65    |
| 株式会社Wiz                            | 70,400  | 3.59    |
| STRIVE III投資事業有限責任組合               | 60,199  | 3.07    |
| 中川祥太                               | 60,000  | 3.06    |
| IF Growth Opportunity Fund I, L.P. | 56,320  | 2.87    |
| グリーンコインベスト投資事業有限責任組合               | 56,280  | 2.87    |
| 合同会社Gunosy Capital                 | 41,200  | 2.10    |

- 5 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

|                                     | 第8回新株予約権                       | 第10回新株予約権                                  | 第13回新株予約権                                  |                                           |
|-------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 発行決議日                               | 2019年5月31日                     | 2020年5月27日                                 | 2022年7月26日                                 |                                           |
| 新株予約権の数                             | 200個                           | 200個                                       | 65個                                        |                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                  | 普通株式 8,000株<br>(新株予約権1個につき40株) | 普通株式 8,000株<br>(新株予約権1個につき40株)             | 普通株式 2,600株<br>(新株予約権1個につき40株)             |                                           |
| 新株予約権の払込金額                          | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない        | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                    | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                    |                                           |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額<br>(注) 1 | 1株につき1,660円                    | 1株につき1,701円                                | 1株につき3,191円                                |                                           |
| 権利行使期間                              | 2021年6月1日から<br>2029年5月31日まで    | 2022年5月28日から<br>2030年5月27日まで               | 2024年7月27日から<br>2032年7月26日まで               |                                           |
| 行使の条件                               | (注) 2                          | (注) 2                                      | (注) 2                                      |                                           |
| 役員<br>の<br>保有状況                     | 取締役<br>(社外取締役を除く)              | 新株予約権の数 200個<br>目的となる株式数 8,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 200個<br>目的となる株式数 8,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 65個<br>目的となる株式数 2,600株<br>保有者数 1名 |
|                                     | 社外取締役                          | —                                          | —                                          | —                                         |
|                                     | 監査役                            | —                                          | —                                          | —                                         |

(注) 1. 2023年8月30日及び2023年9月14日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による募集株式発行に伴い2023年11月7日付で発行価額が調整されております。

#### 2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- (5) 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。
- (6) 新株予約権者が有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。
- (7) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (8) その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

|                                     | 第15回新株予約権                      | 第16回新株予約権                                 | 第17回新株予約権                                  |                                                    |
|-------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 発行決議日                               | 2022年12月21日                    | 2023年7月5日                                 | 2023年7月5日                                  |                                                    |
| 新株予約権の数                             | 30個                            | 200個                                      | 32個                                        |                                                    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                  | 普通株式 1,200株<br>(新株予約権1個につき40株) | 普通株式 8,000株<br>(新株予約権1個につき40株)            | 普通株式 1,280株<br>(新株予約権1個につき40株)             |                                                    |
| 新株予約権の払込金額                          | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない        | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                   | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                    |                                                    |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額<br>(注) 1 | 1株につき3,191円                    | 1株につき1,476円                               | 1株につき1,476円                                |                                                    |
| 権利行使期間                              | 2024年12月27日から<br>2032年7月26日まで  | 2025年7月6日から<br>2033年7月5日まで                | 2025年7月6日から<br>2033年7月5日まで                 |                                                    |
| 行使の条件                               | (注) 2                          | (注) 2                                     | (注) 2                                      |                                                    |
| 役員<br>の<br>保有状況                     | 取締役<br>(社外取締役を除く)              | —                                         | —                                          |                                                    |
|                                     | 社外取締役                          | 新株予約権の数 30個<br>目的となる株式数 1,200株<br>保有者数 2名 | 新株予約権の数 200個<br>目的となる株式数 8,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 32個<br>目的となる株式数 1,280株<br>保有者数 1名<br>(注) 3 |
|                                     | 監査役                            | —                                         | —                                          | —                                                  |

(注) 1. 2023年8月30日及び2023年9月14日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による募集株式発行に伴い2023年11月7日付で発行価額が調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (4) 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
  - (5) 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。
  - (6) 新株予約権者が有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。
  - (7) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
  - (8) その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。
3. 社外取締役1名が保有している第17回新株予約権は、社外協力者として取締役就任前に付与されたものであります。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況

|                        |                                  |
|------------------------|----------------------------------|
|                        | 第18回新株予約権                        |
| 発行決議日                  | 2024年6月27日                       |
| 新株予約権の数                | 421個                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 42,100株<br>(新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額             | 42,100円                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株につき1,314円                      |
| 権利行使期間                 | 2027年12月1日から<br>2034年8月4日まで      |
| 行使の条件                  | (注) 1                            |
| 区分及び交付者数               | 当社従業員 20名                        |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2027年8月期において、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)に記載された売上高が、10,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

|                                     |                                |
|-------------------------------------|--------------------------------|
|                                     | 第17回新株予約権                      |
| 発行決議日                               | 2023年7月5日                      |
| 新株予約権の数                             | 249個                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                  | 普通株式 9,960株<br>(新株予約権1個につき40株) |
| 新株予約権の払込金額                          | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない        |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額<br>(注) 1 | 1株につき1,476円                    |
| 権利行使期間                              | 2025年7月6日から<br>2033年7月5日まで     |
| 行使の条件                               | (注) 2                          |
| 区分及び交付者数<br>(注) 3                   | 社外協力者 8名                       |

(注) 1. 2023年8月30日及び2023年9月14日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による募集株式発行に伴い2023年11月7日付で発行価額が調整されております。

#### 2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者（業務受託者を含む。）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (4) 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
  - (5) 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。
  - (6) 新株予約権者が有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。
  - (7) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
  - (8) その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。
3. 交付時点で社外協力者である者に対する交付当時の内容で記載しており、事業年度末日時点で取締役  
に就任している者に交付された内容を含みます。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2024年8月31日現在）

| 地位及び担当          | 氏名     | 他の法人等との重要な兼職の状況                                                                                                                             |
|-----------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>/ 執行役員 | 中川 祥太  | 株式会社ブルーマンデイ 代表取締役                                                                                                                           |
| 取締役<br>/ 執行役員   | 森岡 由布子 | 合同会社jinbee 代表社員                                                                                                                             |
| 取締役             | 本田 浩之  | REVISIO株式会社 取締役<br>株式会社エモーションテック 取締役                                                                                                        |
| 取締役             | 石倉 壱彦  | 石倉公認会計士事務所 代表社員<br>株式会社アカツキ 取締役<br>株式会社Akatsuki Ventures 代表取締役<br>株式会社WARC 取締役<br>株式会社LIFE CREATE 取締役<br>Now Do株式会社 監査役<br>SDFキャピタル株式会社 取締役 |
| 取締役             | 池村 公男  | 株式会社康安 代表取締役                                                                                                                                |
| 常勤監査役           | 高本 龍拓  | 合同会社TBM総研 代表社員                                                                                                                              |
| 監査役             | 菊地 加奈子 | 株式会社フェアリーランド 代表取締役<br>社会保険労務士法人ワーク・イノベーション 代表社員<br>一般社団法人こどもの未来につながる働き方研究機構 代表理事                                                            |
| 監査役             | 佐藤 未央  | 株式会社イーゲル 取締役<br>A.佐川法律事務所 パートナー<br>KIYOラーニング株式会社 監査役<br>アイエックス・ナレッジ株式会社 取締役                                                                 |

- (注) 1. 取締役森岡由布子氏の戸籍上の氏名は、平塚由布子であります。
2. 取締役本田浩之氏、石倉壱彦氏及び池村公男氏は、社外取締役であります。
3. 監査役菊地加奈子氏及び佐藤未央氏は、社外監査役であります。
4. 取締役石倉壱彦氏は公認会計士資格を有しており、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役高本龍拓氏は投資会社のベンチャーキャピタリストとして培われた金融や財務会計に関する相当程度の知見、企業経営者として経営全般に対する専門的な知識を有するものであります。
6. 監査役菊地加奈子氏は社会保険労務士資格を有しており、労務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役佐藤未央氏は弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## **(2) 責任限定契約の内容の概要**

当社と社外取締役及び監査役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役全員のいずれかが責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## **(3) 補償契約の内容の概要等**

該当事項はありません。

## **(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

## **(5) 取締役及び監査役の報酬等**

### 1 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年11月26日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定に関する方針を決議しており、概要は以下のとおりであります。

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

各取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、代表取締役の中川祥太が、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案し、取締役会で決議された報酬マトリクスに基づいた報酬案を取締役会へ上程する権限を有しております。報酬案が上程された後、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、任意の報酬委員会による協議の結果も踏まえていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断し、合議の上決定しております。

## 2 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分               | 員数          | 報酬等の額<br>(千円)      |
|------------------|-------------|--------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(4名)  | 53,304<br>(14,652) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名)  | 16,633<br>(6,402)  |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 11名<br>(6名) | 69,938<br>(21,054) |

- (注) 1. 上表には、2023年11月29日開催の第9期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2022年11月25日開催の第8期の定時株主総会において年額300,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役3名）であります。
3. 監査役の報酬限度額は、同定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役2名）であります。

## (6) 社外役員に関する事項

### 1 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況については、「4. 会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

### 2 当事業年度における主な活動状況

| 役職名 | 氏名     | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                        |
|-----|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 本田 浩之  | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回の全ての取締役会に出席いたしました。出席した取締役会において、経営に関する専門的な知見に基づき、意思決定の妥当性・正確性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。                       |
| 取締役 | 石倉 吉彦  | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回の取締役会に出席いたしました。出席した取締役会において、主に公認会計士としての専門的見地から意思決定の妥当性・正確性を確保するための発言を行っており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。                                                      |
| 取締役 | 池村 公男  | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち、当該対象者が取締役就任後において開催された14回の全ての取締役会に出席いたしました。出席した取締役会において、経営に関する専門的な知見に基づき、意思決定の妥当性・正確性を確保するため、適宜発言を行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。 |
| 監査役 | 菊地 加奈子 | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち15回に、また、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に社会保険労務士としての専門的見地から意思決定の妥当性・正確性を確保するための発言を行っております。                                                                    |
| 監査役 | 佐藤 未央  | 当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回の全て、また、監査役会12回のうち12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から意思決定の妥当性・正確性を確保するための発言を行っております。                                                                   |

## 5. 会計監査人の状況

### 1 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2 報酬等の額

(単位：千円)

|                                     |        |
|-------------------------------------|--------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 29,000 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 31,500 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、前期の監査実績の相当性、当事業年度の監査計画の内容及び報酬額の妥当性等を検討した結果、適切であると判断し、会計監査人の報酬等に同意いたしました。

### 3 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成に係る業務を委託しております。

### 4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社グループの経営の透明性の向上と法令遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、業務の適正を確保するための体制を構築することを重要な課題として位置付け、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っております（最終改定日：2024年9月1日）。現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (イ) 取締役及び従業員は、経営理念に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。
  - (ロ) 取締役会は、取締役会規程に則り会社の業務執行の意思決定をする。
  - (ハ) 代表取締役は、取締役会規定に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、役員規程に従い職務を執行する。
  - (ニ) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
  - (ホ) 内部監査室は、内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査する。
  - (ヘ) 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
  - (ト) 使用人に対し、当社グループの事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、必要な教育や啓発を定期的を実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社グループ及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
  - (チ) 内部通報規程を制定しており、問題の早期発見に努める。
  - (リ) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
  - (ヌ) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (イ) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

- (ロ) 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- (ハ) 個人情報については、法令及び個人情報保護基本規程に基づき厳重に管理する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 代表取締役の下に組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応は労務/総務部が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行うこととする。
- (ロ) 各担当部門は、リスクマネジメント・コンプライアンス管理規程に基づき、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- (ハ) 各部門の責任者は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメントの体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
- (ニ) 当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、予め必要な対応、方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。
- (ホ) 監査役及び内部監査室は、統合リスクマネジメント体制の実効性について監査する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、取締役を適正な員数に保つ。
- (ロ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜に開催する。
- (ハ) 取締役会は、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、代表取締役以下の取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
- (ニ) 取締役会は、取締役会が定める経営機構及び業務分掌に基づき、代表取締役、取締役に業務の執行を委任する。また、取締役は、担当領域の具体的な目標・予算を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。

### 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (イ) 当社グループは、当社グループの企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。
- (ロ) 内部監査室は、当社グループの法令及び定款、規程の遵守体制についての監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性を確保する。
- (ハ) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

- (二) 取締役会は、担当取締役に対し、当社グループ全体で達成すべき数値目標を定め、リスクを管理し法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、事業部はこれらを横断的に推進し、管理する。
- (ホ) 当社グループは、関係会社管理規程に基づき、子会社における重要事項の決定に関して、当社グループへの事前協議、報告を求めるほか、必要に応じて当社グループの役員又は使用人を子会社の取締役又は監査役として派遣し、適切な監督、監査を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当社グループでは、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人に対する指揮権は監査役が持ち、取締役の指揮命令は受けないものとする。人事考課は監査役が行い、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。
8. 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
当社グループは、監査役職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- (イ) 取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
- (ロ) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、速やかにその職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (ハ) 取締役及び使用人は、取締役は、会社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
- (二) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行った当社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。また、内部通報制度に基づく通報も同様とする。

#### 11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
- (ロ) 監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
- (ハ) 監査役は、職務の遂行に当たり必要な場合には、顧問弁護士又は公認会計士等の外部専門家と連携を図る。

#### 12. 反社会勢力排除に向けた基本的な体制

当社グループは、反社会的勢力との関係遮断に関する社内対応、手順を明確にすることを目的として制定した反社会的勢力対応規程、反社チェックマニュアルに基づき行動する。

#### 13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (イ) 代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
- (ロ) 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
- (ハ) 必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮した上、諸規程の整備及び運営を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### 1 コンプライアンス体制

コンプライアンス全般に関する課題及び対応策につきましては、リスクマネジメント委員会・コンプライアンス委員会を通じて、情報を共有し、対応策を立案・実施をしております。また、全社員に対し、定期的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の拡充・実践を図っております。内部通報窓口は、外部弁護士への通報窓口も備え、通報者のプライバシーに配慮した通報制度を構築しております。

なお、当事業年度は、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を3回、リスクマネジメント委員会を1回、コンプライアンス委員会を1回開催しました。

## 2 リスク管理体制

当社は、情報漏洩及びシステム障害の予防や発生時の対応手順を整備し、第三者の査察を受けてISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を引き続き取得しております。

## 3 効率的な職務執行体制

当社は、取締役会規程に基づき、当事業年度は取締役会を原則月1回開催しており、当事業年度は19回開催しました。重要事項の決議、中期経営計画の進捗状況のフォロー、その他業務執行状況に関する審議及び報告を通じて経営情報を共有しております。

## 4 監査役の監査体制

当社の監査役会は、監査役会規程に基づき、監査役会を月1回開催しており、当事業年度は12回開催しました。また、取締役会をはじめ、重要な会議に出席し、取締役の職務の執行状況について監査実施のほか、内部監査室との意見及び情報の交換を行い、監査の実効性を確保しました。

# 7. 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存であります。現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。内部留保資金については、財務体質を考慮しつつ今後の事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

# 8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めていません。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

住友不動産新宿グランドタワー5階

ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター ルーム C・D



交通の  
ご案内

- |       |      |           |       |
|-------|------|-----------|-------|
| ● (M) | 丸ノ内線 | 西新宿駅 1番出口 | 徒歩3分  |
| ● (E) | 大江戸線 | 都庁前駅 A5出口 | 徒歩8分  |
|       | JR線他 | 新宿駅 西口    | 徒歩20分 |

● お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

第10期定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

計算書類に係る会計監査人の監査報告

監査役会の監査報告

株式会社キャスター

## 連結貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目               | 金 額       |
|-----------------|-----------|-------------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 )     |           | ( 負 債 の 部 )       |           |
| 流 動 資 産         | 2,055,529 | 流 動 負 債           | 1,183,386 |
| 現 金 及 び 預 金     | 1,636,886 | 買 掛 金             | 40,339    |
| 売 掛 金           | 351,545   | 短 期 借 入 金         | 330,000   |
| 契 約 資 産         | 363       | 1年内返済予定の長期借入金     | 37,568    |
| 前 払 金           | 748       | 未 払 金             | 89,886    |
| 前 払 費 用         | 60,214    | 未 払 費 用           | 399,425   |
| そ の 他           | 9,929     | 支店閉鎖損失引当金         | 11,251    |
| 貸 倒 引 当 金       | △4,158    | 未 払 法 人 税 等       | 31,725    |
| 固 定 資 産         | 399,692   | 未 払 消 費 税 等       | 72,391    |
| 有 形 固 定 資 産     | 17,708    | 契 約 負 債           | 141,958   |
| 建 物             | 8,983     | そ の 他             | 28,840    |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 2,699     | 固 定 負 債           | 168,683   |
| リ ー ス 資 産       | 6,024     | 長 期 借 入 金         | 158,042   |
| 無 形 固 定 資 産     | 379,004   | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 2,590     |
| の れ ん           | 368,590   | そ の 他             | 8,051     |
| そ の 他           | 10,414    | 負 債 合 計           | 1,352,070 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 2,979     | ( 純 資 産 の 部 )     |           |
| そ の 他           | 3,771     | 株 主 資 本           | 1,102,776 |
| 貸 倒 引 当 金       | △792      | 資 本 金             | 190,614   |
|                 |           | 資 本 剰 余 金         | 1,580,963 |
|                 |           | 利 益 剰 余 金         | △668,800  |
|                 |           | 新 株 予 約 権         | 374       |
|                 |           | 純 資 産 合 計         | 1,103,151 |
| 資 産 合 計         | 2,455,221 | 負 債 純 資 産 合 計     | 2,455,221 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2023年9月1日から  
2024年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額    | 額         |
|-----------------|--------|-----------|
| 売上高             |        | 4,440,248 |
| 売上原価            |        | 2,663,514 |
| 売上総利益           |        | 1,776,734 |
| 販売費及び一般管理費      |        | 1,927,993 |
| 営業損失            |        | 151,258   |
| 営業外収益           |        |           |
| 受取利息            | 123    |           |
| 補助金収入           | 4,563  |           |
| 受取分配金           | 3,584  |           |
| キャッシュバック収入      | 2,291  |           |
| その他             | 893    | 11,456    |
| 営業外費用           |        |           |
| 支払利息            | 2,771  |           |
| 為替差損            | 6,961  |           |
| 支払手数料           | 2,136  |           |
| 上場関連費用          | 4,559  |           |
| その他             | 2,724  | 19,153    |
| 経常損失            |        | 158,955   |
| 特別損失            |        |           |
| 支店閉鎖損失          | 7,829  |           |
| 支店閉鎖損失引当金繰入額    | 11,251 | 19,080    |
| 税金等調整前当期純損失     |        | 178,035   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 5,212  |           |
| 法人税等調整額         | 34,657 | 39,869    |
| 当期純損失           |        | 217,905   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |        | 217,905   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年9月1日から  
2024年8月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株主資本    |           |          |           | 新株予約権 | 純資産合計     |
|--------------------------|---------|-----------|----------|-----------|-------|-----------|
|                          | 資本金     | 資本剰余金     | 利益剰余金    | 株主資本合計    |       |           |
| 当 期 首 残 高                | 49,900  | 1,440,249 | △450,895 | 1,039,254 | —     | 1,039,254 |
| 当 期 変 動 額                |         |           |          |           |       |           |
| 新 株 の 発 行                | 140,714 | 140,714   |          | 281,428   |       | 281,428   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失 (△)  |         |           | △217,905 | △217,905  |       | △217,905  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |           |          |           | 374   | 374       |
| 当 期 変 動 額 合 計            | 140,714 | 140,714   | △217,905 | 63,522    | 374   | 63,897    |
| 当 期 末 残 高                | 190,614 | 1,580,963 | △668,800 | 1,102,776 | 374   | 1,103,151 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 【連結注記表】

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社  
連結子会社の名称 グラムス株式会社

なお、グラムス株式会社は、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度は連結計算書類の作成初年度であり、連結子会社であるグラムス株式会社の決算日は5月31日であります。ただし、連結子会社の取得を2024年8月31日(みなし取得日)としており、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないことから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～15年

工具、器具及び備品 4～15年

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (2) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 支店閉鎖損失引当金

支店閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

### (3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスを顧客に移転し、顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得した時点で収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社の主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。なお、取引に関する支払条件は、短期のうちに支払期日が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。また、取引の対価に変動対価は含まれておりません。

#### ・WaaS事業（CASTER BIZシリーズ）

「CASTER BIZシリーズ」は、顧客との契約に基づき、秘書、人事、経理、Web運用に関する日々の様々な業務を「リモートで働く優秀なアシスタント」に依頼できるサービスであります。当該サービスは顧客との契約期間にわたる日常的又は反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと考えられることから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

#### ・その他事業（在宅派遣）

「在宅派遣」は、求職者へ在宅勤務を前提とした働き方を提供することで多様な実務経験をもつスタッフを全国から集め、企業とマッチングするリモート派遣サービスであります。

人材サービスは顧客との契約期間にわたる日常的又は反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと考えられることから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

### (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### (5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、その効果の発現する期間（5年～7年）で均等償却しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の従業員等への退職金の支給に備えるため、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする簡便法により、退職給付に係る負債及び退職給付費用を計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

グラムス株式会社の取得に係るのれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 367,162千円

当社は、2024年6月1日(みなし取得日2024年8月31日)付でグラムス株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社としたことによりのれんを計上しております。

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

企業結合により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上しており、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却することとしております。

超過収益力であるのれんについては、グラムス株式会社が策定した事業計画の達成状況をモニタリングすること等によって、超過収益力等の毀損の有無を検討していくこととなりますが、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

グラムス株式会社が策定した事業計画は、企業を取り巻く経営環境及び市場の動向等に基づき策定されており、事業計画の主要な仮定は売上高成長率であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の不確実な経済情勢や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定の見直しが必要となった場合には、減損損失の計上が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 16,159千円

2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

現金及び預金(定期預金) 30,000千円

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金 30,000千円

3. 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び  
貸出コミットメントの総額 730,000千円

借入実行残高 330,000

---

差引額 400,000

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 1,960,460株

2. 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 98,560株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日となっており、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)にさらされております。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金及び事業投資に係る資金調達であり、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)にさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、経営管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の2ヶ月分相当に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。なお、金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                    | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価(千円)  | 差額(千円) |
|--------------------|--------------------|---------|--------|
| 長期借入金(1年以内返済予定を含む) | 195,610            | 196,173 | 563    |
| 負債計                | 195,610            | 196,173 | 563    |

(※1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金及び未払費用については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 37,568       | 37,568              | 37,568              | 36,318              | 29,568              | 17,020      |
| 合計    | 37,568       | 37,568              | 37,568              | 36,318              | 29,568              | 17,020      |

#### 4. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

##### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

##### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分                 | 時価(千円) |         |      |         |
|--------------------|--------|---------|------|---------|
|                    | レベル1   | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 長期借入金(1年以内返済予定を含む) | －      | 196,173 | －    | 196,173 |
| 負債計                | －      | 196,173 | －    | 196,173 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

##### 長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(企業結合に関する注記)

株式取得による会社等の買収

当社は、2024年4月25日開催の取締役会において、グラムス株式会社（以下「グラムス」）の株式を取得し完全子会社化することを決議し、本株式取得は2024年6月1日を効力発生日として、手続きを完了しております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称      グラムス株式会社

事業の内容                      EC企業向け業務効率化ツールの開発・提供、各種業務の代行サービス、リユース企業向けの各種システム開発

(2) 企業結合を行う主な理由

今回株式を取得したグラムスは、EC企業向け業務効率化ツールの開発・提供、各種業務の代行サービス、リユース企業向けの各種システム開発を行う開発企業であります。大阪府堺市で誕生し、現在は12か国から約40名が集うグローバルなチームへと成長している会社であります。

当社は創業時よりフルリモートワークによる経営と事業の推進を実践しておりますが、グラムスにおいても、世界中から参画するエンジニアを組織し事業運営するにあたり、既にフルリモートワークを導入しており、当社との親和性の高さを見込んでおります。また、EC運営業務の一部もリモートにて対応できる想定で、当社のCASTER BIZ assistantとの事業シナジーも期待されます。当社が開発企業であるグラムスを獲得することで、将来的なテクノロジーの活用に向けて、技術開発投資を強化し、業務の自動化を推進することを目指してまいります。

(3) 企業結合日

2024年6月1日（みなし取得日 2024年8月31日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得する株式の数

取得株式数 180株（議決権比率:100%）

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間  
2024年8月31日をみなし取得日としているため、貸借対照表のみを連結しております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|       |    |           |
|-------|----|-----------|
| 取得の対価 | 現金 | 400,000千円 |
| 取得原価  |    | 400,000千円 |

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 7,750千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

367,162千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

|      |           |
|------|-----------|
| 流動資産 | 147,224千円 |
| 固定資産 | 7,358千円   |
| 資産合計 | 154,582千円 |
| 流動負債 | 34,362千円  |
| 固定負債 | 87,383千円  |
| 負債合計 | 121,745千円 |

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、売上高をセグメント情報の報告セグメントの区分に基づき分解するとともに、その他事業については、さらに財・サービスの区分により分解しております。

(単位：千円)

|               |           |
|---------------|-----------|
| WaaS事業        |           |
| WaaS          | 3,597,132 |
| 計             | 3,597,132 |
| その他事業         |           |
| 在宅派遣          | 745,864   |
| その他           | 97,251    |
| 計             | 843,115   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 4,440,248 |
| 外部顧客への売上高     | 4,440,248 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項(3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表上「売掛金」に含まれております。契約負債は、主にサービスの提供前に顧客から受け取った対価であります。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度 |
|---------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 351,545 |
| 契約負債          | 141,958 |

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益はありません。

また、当連結会計年度における契約負債の増減は、主として前受金の受取り(契約負債の増加)と収益認識(同、減少)により生じたものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額 562.50円
- 1 株当たり当期純損失 113.47円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-------------------|-----------|-----------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 )       |           | ( 負 債 の 部 )     |           |
| 流 動 資 産           | 1,910,105 | 流 動 負 債         | 1,149,271 |
| 現 金 及 び 預 金       | 1,524,025 | 買 掛 金           | 40,339    |
| 売 掛 金             | 329,744   | 短 期 借 入 金       | 330,000   |
| 契 約 資 産           | 363       | 1年内返済予定の長期借入金   | 20,000    |
| 前 払 金             | 748       | 未 払 金           | 89,886    |
| 前 払 費 用           | 56,176    | 未 払 費 用         | 386,730   |
| そ の 他             | 3,209     | 未 払 法 人 税 等     | 31,674    |
| 貸 倒 引 当 金         | △4,163    | 未 払 消 費 税 等     | 72,391    |
| 固 定 資 産           | 432,920   | 契 約 負 債         | 142,206   |
| 有 形 固 定 資 産       | 11,683    | 預 り 金           | 24,792    |
| 建 物               | 2,751     | 支店閉鎖損失引当金       | 11,251    |
| 建 物 附 属 設 備       | 6,231     | 固 定 負 債         | 81,300    |
| 工 具、器 具 及 び 備 品   | 2,699     | 長 期 借 入 金       | 75,000    |
| 無 形 固 定 資 産       | 11,842    | 退 職 給 付 引 当 金   | 2,590     |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 1,766     | 資 産 除 去 債 務     | 3,710     |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定 | 8,648     | 負 債 合 計         | 1,230,572 |
| の れ ん             | 1,427     | ( 純 資 産 の 部 )   |           |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 409,395   | 株 主 資 本         | 1,112,079 |
| 関 係 会 社 株 式       | 407,750   | 資 本 金           | 190,614   |
| そ の 他             | 2,437     | 資 本 剰 余 金       | 1,580,963 |
| 貸 倒 引 当 金         | △792      | 資 本 準 備 金       | 1,559,529 |
|                   |           | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 21,434    |
|                   |           | 利 益 剰 余 金       | △659,497  |
|                   |           | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △659,497  |
|                   |           | 繰 越 利 益 剰 余 金   | △659,497  |
|                   |           | 新 株 予 約 権       | 374       |
|                   |           | 純 資 産 合 計       | 1,112,453 |
| 資 産 合 計           | 2,343,026 | 負 債 純 資 産 合 計   | 2,343,026 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

**損益計算書**  
(2023年9月1日から  
2024年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金      | 額         |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 4,441,805 |
| 売 上 原 価                 |        | 2,663,514 |
| 売 上 総 利 益               |        | 1,778,291 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 1,920,247 |
| 営 業 損 失                 |        | 141,955   |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息                 | 123    |           |
| 補 助 金 収 入               | 4,563  |           |
| 受 取 分 配 金               | 3,584  |           |
| キ ャ ッ シ ュ バ ッ ク 収 入     | 2,291  |           |
| そ の 他                   | 893    | 11,456    |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 2,771  |           |
| 為 替 差 損                 | 6,961  |           |
| 支 払 手 数 料               | 2,136  |           |
| 上 場 関 連 費 用             | 4,559  |           |
| そ の 他                   | 2,724  | 19,153    |
| 経 常 損 失                 |        | 149,652   |
| 特 別 損 失                 |        |           |
| 支 店 閉 鎖 損 失             | 7,829  |           |
| 支 店 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 11,251 | 19,080    |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |        | 168,733   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税   | 5,212  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 34,657 | 39,869    |
| 当 期 純 損 失               |        | 208,602   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書  
(2023年9月1日から  
2024年8月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |           |                    |             |
|-------------------------|---------|-----------|--------------------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金     |                    |             |
|                         |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 金<br>剰 余 | 資 本 剰 余 金 計 |
| 当 期 首 残 高               | 49,900  | 1,418,815 | 21,434             | 1,440,249   |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                    |             |
| 新 株 の 発 行               | 140,714 | 140,714   |                    | 140,714     |
| 当 期 純 損 失 (△)           |         |           |                    |             |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |           |                    |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 140,714 | 140,714   | -                  | 140,714     |
| 当 期 末 残 高               | 190,614 | 1,559,529 | 21,434             | 1,580,963   |

(単位：千円)

|                         | 株主資本               |             |                | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|--------------------|-------------|----------------|-----------|-----------|
|                         | 利益剰余金              |             | 株 主 資 本 計<br>合 |           |           |
|                         | そ の 他 利 益 金<br>剰 余 | 利 益 剰 余 金 計 |                |           |           |
| 当 期 首 残 高               | △450,895           | △450,895    | 1,039,254      | -         | 1,039,254 |
| 当 期 変 動 額               |                    |             |                |           |           |
| 新 株 の 発 行               |                    |             | 281,428        |           | 281,428   |
| 当 期 純 損 失 (△)           | △208,602           | △208,602    | △208,602       |           | △208,602  |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |                    |             |                | 374       | 374       |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △208,602           | △208,602    | 72,825         | 374       | 73,199    |
| 当 期 末 残 高               | △659,497           | △659,497    | 1,112,079      | 374       | 1,112,453 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物及び建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

一部の従業員等への退職金の支給に備えるため、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする簡便法により、退職給付引当金及び退職給付費用を計上しております。

(3) 支店閉鎖損失引当金

支店閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスを顧客に移転し、顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得した時点で収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

## ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社の主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

なお、取引に関する支払条件は、短期のうちに支払期日が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。また、取引の対価に変動対価は含まれておりません。

### ・WaaS事業（CASTER BIZシリーズ）

「CASTER BIZシリーズ」は、顧客との契約に基づき、秘書、人事、経理、Web運用に関する日々の様々な業務を「リモートで働く優秀なアシスタント」に依頼できるサービスであります。当該サービスは顧客との契約期間にわたる日常的又は反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと考えられることから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

### ・その他事業（在宅派遣）

「在宅派遣」は、求職者へ在宅勤務を前提とした働き方を提供することで多様な実務経験をもつスタッフを全国から集め、企業とマッチングするリモート派遣サービスであります。

人材サービスは顧客との契約期間にわたる日常的又は反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するものと考えられることから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

## 5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年で均等償却をしております。

(表示方法の変更に関する注記)

### 損益計算書

前事業年度において、営業外収益の「雑収入」に含めておりました「キャッシュバック収入」（前事業年度1,029千円）は、金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 407,750千円

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社株式は市場価格のない株式であり、被取得企業の事業計画を基に会社の超過収益力を反映させた取得原価をもって貸借対照表価額としております。

関係会社株式の減損処理の要否は、帳簿価額と超過収益力を反映させた実質価額を比較することにより判定しており、実質価額が帳簿価額に比べ著しく下落している場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理を行う方針としております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

主要な仮定については、連結注記表「(重要な会計上の見積りに関する注記) グラムス株式会社の取得に係るのれんの評価」に記載した内容と同一であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の不確実な経済情勢や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定の見直しが必要となった場合には、関係会社株式の減損処理が必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 7,988千円

2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

現金及び預金 (定期預金) 30,000千円

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金 30,000千円

3. 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 当座貸越極度額及び<br>貸出コミットメントの総額 | 730,000千円 |
| 借入実行残高                    | 330,000   |
| 差引額                       | 400,000   |

4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

|        |         |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 2,967千円 |
| 短期金銭債務 | 331     |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

|            |          |
|------------|----------|
| 営業取引による取引高 |          |
| 売上高        | 24,402千円 |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 繰延税金資産          |            |
| 税務上の繰越欠損金       | 552,788 千円 |
| 減価償却超過額         | 35,285     |
| 未払事業税           | 8,520      |
| その他             | 18,855     |
| 繰延税金資産小計        | 615,449    |
| 繰越欠損金に係る評価性引当額  | △552,788   |
| 評価性引当額          | △61,314    |
| 評価性引当額小計        | △614,103   |
| 繰延税金資産合計        | 1,346      |
| 繰延税金負債          |            |
| 負債調整勘定          | △350       |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △994       |
| その他             | △0         |
| 繰延税金負債合計        | △1,346     |
| 繰延税金資産（負債）の純額   | -          |

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

|               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 567.25円 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 108.63円 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年10月25日

株式会社キャスター  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白 取 一 仁

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 口 昌 宏

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キャスターの2023年9月1日から2024年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャスター及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2024年10月25日

株式会社 キャスター  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 白 取 一 仁  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 口 昌 宏  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャスターの2023年9月1日から2024年8月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、2023年9月1日から2024年8月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年10月25日

株式会社キャスター監査役会

監査役（常勤） 高本龍弘

監査役（社外監査役） 菊地加奈子

監査役（社外監査役） 佐藤未央